

がけ・よう壁改修専門家派遣事業の開始について

1 背景

例年、台風や集中豪雨等による土砂災害が各地で発生しているなか、区内の危険ながけ・よう壁は数多く存在する。平成31年4月から安全対策工事に対する助成割合と助成金額の引上げを実施し、危険ながけ・よう壁の改善に努めている。

しかしながら、安全対策が必要となるがけ・よう壁の所有者の中には、安全対策工事の費用負担や工事内容といった専門的な部分について不安や疑問が解消されず、安全対策工事の着手に進めていない状況も見受けられる。

2 目的

拡充した助成金制度の活用と合わせて、区内の危険ながけ・よう壁の安全対策を促進するため、自然災害による崩壊の危険性のあるがけ・よう壁の所有者又は管理者のうち、がけ・よう壁の安全対策工事を検討する者に対して、がけ・よう壁改修専門家を無料で派遣することで、安全なよう壁の設置の促進及び敷地の耐震化を図る。

3 概要

(1) 派遣の対象者

がけ、よう壁の所有者又は管理者。ただし、法人及び区市町村民税及び軽自動車税を滞納している者を除く。

(2) 対象のがけ又はよう壁

自然災害による崩壊の危険性があり、安全対策のための工事が必要な高さ2mを超える既存のがけ又は高さ2mを超える既存のよう壁

(3) 派遣するがけ・よう壁改修専門家

がけ、よう壁の設計及び施工等に関する知識や経験が有り、以下のいずれかの資格を有する者。

専門家の資格 ①技術士、②一級建築士、③一級土木施工管理技士

(4) 派遣業務内容

がけ・よう壁の所有者等に対して、ヒアリング及び現地調査を実施する。その結果に基づき、がけ・よう壁の改修工事に当たっての問題点を整理し、がけ・よう壁の改修計画案の作成及び改修工事費の概算額の算定を行い、安全対策提案書としてまとめる。

- ① 派遣回数 同一敷地について当該年度1回を限度とする。
- ② 派遣先の範囲 原則、板橋区内
- ③ 事業開始日 令和2年4月から開始する。